

2016（平成28）年1月16日

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

現在、政府では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転を検討しているが、これに伴い、徳島県が消費者庁・消費者委員会並びに国民生活センターの誘致提案を行っており、これらの組織の移転の是非が議論の俎上に上っている。

しかし、これらの組織を地方に移転することは、以下のとおり我が国の消費者行政全体に甚大なダメージを与えると考えられることから、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転については断固反対する。

具体的に考えられる弊害は以下のとおりである。

## 1 消費者庁

### ① 司令塔機能の減退

消費者庁は、我が国の行政を、これまでの産業育成中心から消費者目線の行政にパラダイム転換していくために創設され、司令塔としての役割を強く期待されている組織である。そのためには、情報収集・分析機能を充実させるとともに、関係省庁と頻繁なアクセスを行い、粘り強い説得作業を行うことが不可欠である。地方移転によって関係省庁への緊密なアクセス・働きかけが阻害され、司令塔機能が十分に果たせなくなることが予想される。

### ② 企画立案機能（立法機能）の減退

消費者庁は、表示、製品安全、取引の安全、地方消費者行政、消費者教育等幅広い分野にわたる消費者行政の企画立案機能を持っている。この機能の前提として、国会・政党に頻繁に足を運ぶとともに、他省庁との調整や審議会・検討会の開催、消費者団体や事業者団体との意見交換等の関連業務も日常的におこなっている。仮に地方移転ということになれば、これらの業務は大幅に制限されることが懸念され、機能の低下は必至である。

### ③ 危機管理機能の減退

食品事故等重大な消費者被害の発生時には、消費者庁を中心としたタスクフォースを起ち上げ、各省庁の連携を図りつつ緊急の措置を執ることとされているが、消費者庁の地方移転によって緊急時の対応が遅れ、取り返しの付かない生命・健康被害が発生・拡大することが懸念される。

### ④ 執行機能の低下

執行については、消費者庁と地方自治体（都道府県）が担っているが、多くは消費者庁が行っている。行政処分を行うには当然の事ながら事業者からの事情聴取や立入

調査等の事実調査が必要であるところ、事業者の多くが首都圏に集中しているため、事実調査の多くも消費者庁を含む首都圏で行われることになる。

このため消費者庁が地方に移転されることになると、事実調査に多くの時間とコストがかかることが予想され、迅速な執行が阻害される可能性が極めて高い。このように、消費者庁の地方移転は執行機能の大幅な低下をもたらすと考えられる。

#### ⑤ 人的資源の問題

消費者庁は、現在約300名の正規職員と200名程度の非正規職員で成り立っているが、地方移転した場合に、少なくとも非正規職員については多くが離れていく可能性がある。非正規職員といってもその内容は専門性が高く、正規職員に準じた能力が要求されているため、これらの人員の多くが一気に削られた場合、業務上さまざまな支障が発生することが予想される。

#### ⑥ 消費者団体・事業者等とのコミュニケーション能力の低下

消費者庁は現在、消費者団体や事業者等と日常的に意見交換、情報交換を行いながら消費者目線での業務遂行に努めている。消費者団体とのコミュニケーションはまだまだ十分というわけでないにしても、今後ますます重要となることは間違いない。

仮に地方移転ということになれば、このようなコミュニケーションが著しく阻害され、消費者目線での業務遂行も難しくなっていくことが懸念される。

### 2 消費者委員会

消費者委員会は、消費者庁等からの諮問事項を審議するほか、任意のテーマを自ら調査して他省庁への建議等を行うという監視機能を有している。諮問への対応の場合はもちろんであるが、建議等の監視機能の行使においても、他省庁や関連事業者、事業者団体からの事情聴取・協議も頻繁に行うことになる。この場合、消費者委員会の会議の場にこれら関係省庁、事業者等を招へいするほか、委員会側から直接赴いて事情を聴取し、或いは改善の必要性について説得することも行われている。

とりわけ建議の対象となる省庁や関連事業者等を相手とする場合、こうした直接の面談、交渉抜きでは十分に実情を踏まえた建議等のとりまとめは困難であるし、最低限の説得を行わないまま提案を行っても、建議等発出後の実現可能性が大きく低下することとなりかねない。ちなみにこの間消費者委員会は18本の建議、12本の提言、50本の意見を他省庁に提出しているが、こうしたねばり強い説得・説明作業の結果、ほとんどの建議について対象省庁となった省庁により何らかの対応が行われており、高い成果を上げている。地方移転によって、このような説得・説明が困難となることが懸念される。

### 3 国民生活センター

#### ① 消費者庁・消費者委員会等との連携の低下

国民生活センターは、消費者庁・消費者委員会や他省庁と随時連携をとりつつ業務

を遂行している。具体的には、全国から集まってきた被害情報を分析して注意喚起や各省庁への提言を行う際に関係省庁とのすりあわせを行ったり、消費者庁との間で情報分析についての定期的な協議会を設ける等の活動を行っている。

これらの業務は単にデータベース上の情報を分析しただけでは不可能であり、他省庁担当者との法令解釈や方向性についての密な協議が不可欠である。

地方移転によってこれらの機能が大きく後退する可能性がある。

## ② 人的資源の減少

国民生活センターは現在半数以上が非正規職員であり、地方移転によって一気に人員が減少する可能性がある。また、ADR や試験委員会等外部の有識者との審議会的組織も複数あるが、これらの組織の担い手の確保も課題となる。

## ③ 消費者・事業者等とのコミュニケーション能力の低下

国民生活センターが被害予防情報を発信する際は、他省庁との摺り合わせのみならず関係事業者からのヒアリング等を行っている。現在行っている消費者団体との意見交換やマスコミとの関係も希薄になることが懸念される。このため地方移転によって消費者被害予防のための情報発信機能やコミュニケーション能力が後退する可能性がある。

以上の通り消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転はいずれも消費者行政にとって深刻なダメージを与えるおそれが高く、ひいては消費者全体の不利益につながるものであるから、強く反対する。

以上